

## 介護給付費（請求）明細書、給付管理票、主治医意見書作成料請求書の 受付日程について

### （１）インターネット請求による伝送受付

①受付期間 毎月１日から１０日２３時３０分まで

②時 間 受付期間中は２４時間送信可能

### （２）電子媒体等請求による直接（窓口）受付

①受付期間 毎月１０日受付分まで  
（受付最終日１０日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）

②時 間 午前８時３０分から午後５時まで

### （３）電子媒体等請求による郵送受付

①受付期間 毎月１０日到着分まで  
（受付最終日１０日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）

②送付先 〒５００－８３８５  
岐阜市下奈良２丁目２番１号 岐阜県福祉農業会館内  
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課

③注 意 点

- ・ 郵送にて提出される場合には、宛先に「介護・障害課宛」と記入し、「介護給付費請求書等 在中」と必ず記載してください。
- ・ 医療機関等においては、診療（医科・歯科・調剤）報酬のレセプトの郵送分とは、別の封筒（封筒を２重にする等）により介護給付費等（介護保険主治医意見書料請求書を含む）をご請求ください。
- ・ １０日（１０日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）必着となりますので、余裕を持って送付してください。
- ・ 郵送は、なるべく配達記録が残る方法にて送付をお願いします。